

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）抜粋

4-2 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力

無人航空機を飛行させる者が無人航空機操縦者技能証明を保有しない場合は、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力について、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 飛行を予定している無人航空機の種類（飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船のいずれか）別に、**10時間以上の飛行経歴**を有すること。ただし、4-1-1（5）のただし書きが適用される機体を飛行させる場合は、10時間の飛行経歴に代えて、予定する飛行の方法並びに機体の機能及び性能を勘案し安全飛行のために十分と認められる飛行経歴（製造者が設定した操作訓練時間など）とすることができる。

（注）4-1-1（5）自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合

- (2) **次に掲げる知識**を有すること。

A) 航空法関係法令に関する知識（無人航空機に関する事項

B) 安全飛行に関する知識

- ・ 飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法）
- ・ 気象に関する知識
- ・ 無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等）
- ・ 取扱説明書等に記載された日常点検項目
- ・ 自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目
- ・ 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制
- ・ 飛行形態に応じた追加基準

- (3) 飛行させる無人航空機について、**次に掲げる能力**を有すること。

A) 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。

- ・ 周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等）
- ・ 燃料又はバッテリーの残量確認
- ・ 通信系統及び推進系統の作動確認

B) 遠隔操作により飛行させることができる無人航空機の場合には、A) の能力に加えて、GPS（Global Positioning System）等による位置の安定機能を使用することなく、次に掲げる能力を有すること。

ア) 安定した離陸及び着陸ができること。

イ) 安定して次に掲げる飛行ができること。

- ・ 上昇
- ・ 一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼航空機に限る。）
- ・ ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼航空機に限る。）
- ・ 前後移動
- ・ 水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回）
- ・ 下降

C) 自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合には、A) の能力に加えて、次に掲げる能力を有すること。

ア) 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。

イ) 自動操縦システムによる飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。なお、操作介入が遠隔操作による場合には、B) の能力を有すること。